



**出題・解説**  
八木会計事務所  
税理士

**八木正宣**

**第1問**

次の中から、扶養控除の対象となる人を選んでください。

- ① 内縁の妻との間に生まれた子
- ② 別居している親（生計を一にしている）
- ③ 同居している親（生活費等のやり取りはなく、お互いに独立した生活を営んでいる）

**解説**

納税者に「扶養親族」がいる場合には、一定の所得控除が受けられます。これを「扶養控除」といいます。扶養親族とは、その年の12月31日時点で次の4つの要件のすべてに当てはまる人のことです。

- ① 6親等内の血族および3親等内の姻族、または都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
- ② 納税者と生計を一にしている
- ③ 年間の合計所得金額が38万円以下である
- ④ 原則として、青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない、または白色申告者の事業専従者でない

①の「生計を一にする」とは、勤務、修学等で別居していても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、生活費、医療費等を送金している場合などです。必ずしも同居していることが要件ではありません。

図表1 扶養控除額

		同居特別障害者	左記以外の人
一般の扶養親族		73万円	38万円
特定扶養親族		98万円	63万円
老人扶養親族	同居老親等	93万円	58万円
	上記以外の人	83万円	48万円

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいる場合を除き、「生計を一にする」として取り扱われます。

内縁の妻の子は、養子縁組をしなければ親族関係は生じないので、扶養控除の対象外です。

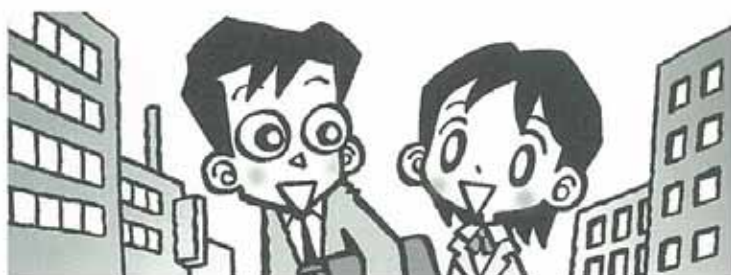
扶養控除額は、通常38万円ですが、次の区分に該当する場合には、それぞれ控除額が上乗せされます。

図表1のようになります。

- ① 同居特別障害者：上乗せ額35万円（扶養控除とは別に、障害者控除が受けられる）
- ② 特定扶養親族：上乗せ額25万円
- ③ 老人扶養親族：上乗せ額10万円

ただし、納税者またはその配偶者と常に同居している直系の尊属（同居老親等）の場合、上乗せ額は20万円

④ 同居特別障害者とは、特別障害者である扶養親族で、納税者かその配偶者、または納税者と生計を一にしている親族のうちいずれかと常に同居している人です。



## テーマ 扶養控除と障害者控除

図表2 障害者控除の区分

障害者控除の対象となる障害者	左記のうち特別障害者に該当する人
① 常に精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある人	すべて
② 精神保健福祉センター、精神保健指定医等の判定により、知的障害者と判定された人	重度の知的障害者と判定された人
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	障害等級が1級の人
④ 身体障害者手帳に、身体上の障害がある人として記載されている人	障害の程度が1級または2級の人
⑤ 65歳以上の精神または身体に障害のある人で、市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている人	特別障害に準ずるものとして認定を受けている人
⑥ 戦傷病者手帳の交付を受けている人	障害の程度が特別項症から第3項症までの人
⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている人	すべて
⑧ その年の12月31日の現況で6ヵ月以上寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする人	すべて

⑤の特定扶養親族とは、その年の12月31日現在の年齢が満16歳以上満23歳未満の扶養親族をいいます。16〜23歳というのは、高校生と大学生の年齢に該当し、養育費がかさむことから、控除額を増やして所得税を優遇するものです。

⑥の老人扶養親族とは、その年の12月31日現在の年齢が満70歳以上の扶養親族をいいます。

また、①は、②③との重複適用が認められています。

以上から、正解は②です。

### 解説

納税者自身や控除対象配偶者、扶養親族が

### 第2問

障害者控除において、特別障害者として控除の対象となる人を、次の中からすべて選んでください。

① 身体障害者手帳に、障害の程度が3級と記載されている人

② 精神障害者保健福祉手帳に、障害等級が2級と記載されている人

③ 精神保健指定医の判定により、重度の知的障害者と判定された人

④ その年の12月31日の現況で6ヵ月以上寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする人

所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の所得控除を受けることができます。これを「障害者控除」といいます。

障害者控除額は、通常の場合1人につき27万円、特別障害者に該当する場合は40万円となっています。

障害者控除の対象となる障害者は、図表2に示す8ケースのいずれかに当てはまる人です。ケースによっては、障害の程度により、通常の障害者と特別障害者に区分されています。

以上から、正解は③④です。

88